

高齢者医療・退職者医療・介護保険制度等の概要

高 齢 者 医 療			
	後期高齢者医療	前期高齢者	病床転換助成事業
(一) 制度の目的	国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。	国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。	都道府県は、政令で定める日までの間、当該都道府県における医療費適正化を推進するため、当該都道府県の区域内にある保険医療機関に対し、当該保険医療機関である病院又は診療所の開設者が行う病床の転換に要する費用を助成する事業を行うことを目的とする。
(二) 関係業務	保険者から後期高齢者支援金等を徴収し、後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務	保険者から前期高齢者納付金等を徴収し、保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務	保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務
(三) 費用負担	後期高齢者医療制度に要する費用については、一般後期高齢者給付費の4割は、保険者が納付する後期高齢者支援金により賄われ、残りを公費が5割、保険料で1割を負担する。また、現役並み所得者に係る給付費の9割は、保険者が納付する後期高齢者支援金により賄われ、残り1割を保険料で負担する。なお、後期高齢者支援金は75歳未満の加入者数及び総報酬に応じて負担する。	前期高齢者に要する費用については、保険者間の費用負担調整が行われ、保険者に交付する前期高齢者交付金は、前期高齢者給付費や加入者調整率などによって算出される。	病床転換助成事業に要する費用については、27分の12に相当する額は、保険者が納付する病床転換支援金により賄われ、残りを国が27分の10、都道府県が27分の5に相当する額を負担する。 病床転換支援金については、75歳未満の加入者数に応じて保険者が負担する。
(四) 支納援付金金等	基金は、後期高齢者医療広域連合に対する後期高齢者交付金の交付に要する費用及び当該業務に関する事務処理に要する費用に充てるため、保険者から後期高齢者支援金等を徴収する。	基金は、保険者に対する前期高齢者交付金の交付に要する費用及び当該業務に関する事務処理に要する費用に充てるため、保険者等から前期高齢者納付金等を徴収する。	基金は、都道府県に対する病床転換助成交付金の交付に要する費用及び当該業務に関する事務処理に要する費用に充てるため、保険者から病床転換支援金等を徴収する。
(五) 交付金	基金は、保険者から徴収した後期高齢者支援金を財源として、後期高齢者医療広域連合に対して後期高齢者交付金を交付する。	基金は、各保険者における加入者の数に占める前期高齢者である加入者の数の割合に係る負担の不均衡を調整するため、保険者から徴収した前期高齢者納付金を財源として、保険者に対して前期高齢者交付金を交付する。	基金は、保険者から徴収した病床転換支援金を財源として、都道府県に病床転換助成交付金を交付する。
(六) R2年度予算の背景	前年度に比べ後期高齢者数0.9%の増加及び医療費の増加を見込み、支援金（交付金）は概算ベースで増加している。	前年度に比べ前期高齢者に該当する保険加入者数0.05%の増加及び医療費の増加を見込み、納付金（交付金）は概算ベースで増加している。	交付金は、都道府県の病床の転換見込みに基づき、予算計上している。 病床転換支援金の徴収については、令和2年度は令和元年度と同様に、平成21年度までに徴収した病床転換支援金の剰余金の繰越金を充てることとして、保険者から徴収することは行わない。

	退 職 者 医 療	介 護 保 険
(一) 制 度 の 目 的	退職者医療制度は、被用者保険に加入していた者である退職被保険者の医療費について、被用者保険等保険者の財政力に応じて負担することを目的とする。	介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。
(二) 関 係 業 務	(1) 被用者保険等保険者から拠出金を徴収する業務 (2) 都道府県に対し交付金を交付する業務 (3) (1) 及び (2) に掲げる業務に附帯する業務	(1) 医療保険者から介護給付費・地域支援事業支援納付金（以下「納付金」という。）を徴収する業務 (2) 市町村に対し介護給付費交付金を交付する業務 (3) 市町村に対し地域支援事業支援交付金を交付する業務 (4) (1) ～ (3) に掲げる業務に附帯する業務
(三) 費 用 負 担	退職者医療制度の運営に要する費用については、退職被保険者が支払う保険料と被用者保険等保険者が総報酬按分により納付する拠出金により賄われる。	介護給付及び予防給付に要する費用、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用については、ともに、国、都道府県、市町村合せて50%を負担し、23%は第1号被保険者（65歳以上の者）の保険料から負担、27%は第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の保険料から医療保険者を通じて負担する。
(四) 拠 納 出 付 金 金	基金は、交付金の交付に要する費用及び当該業務に関する事務処理に要する費用に充てるため、被用者保険等保険者から拠出金を徴収する。	基金は、市町村に対し交付する介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金に要する費用に充てるため、医療保険者から納付金を徴収する。
(五) 交 付 金	被用者保険等保険者から徴収した拠出金を財源として、退職被保険者等に係る医療給付及び退職被保険者等に係る調整対象基準額等に要する費用を都道府県に交付する。	医療保険者から徴収した納付金を財源として、市町村が負担する介護給付及び予防給付に要する費用、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用を市町村に交付する。
(六) R 2 年 度 予 算 の 背 景	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の経過措置に基づき、令和2年度についても引き続き拠出金及び交付金に係る業務を行う。 なお、令和2年度については、退職被保険者等の減少（対前年度比0.4%）を見込み、拠出金（交付金）は概算ベースで減少している。	高齢化の進展に伴い、要介護（要支援）認定者数等の増加を見込み、令和2年度の介護給付費及び地域支援事業（介護予防等事業）は、前年度に比べ（5,882億円（5.2%））増加見込みである。 これを踏まえ、第2号被保険者に係る令和2年度介護給付費・地域支援事業支援納付金等（介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金）についても、概算ベースで前年度に比べ（1,588億円（5.2%））増加している。

**特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等**

(一) 制度の目的	集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とする。																													
(二) 関係業務	(1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給すること。 (2) 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。																													
(三) 費用負担	国からの交付金による。																													
(四) 給付金等	<p>1 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">除斥期間を経過する前に訴えの提起等をした方</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">除斥期間を経過した後に訴えの提起等をした方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">1号 死亡・肝がん・肝硬変（重度）</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">3,600万円</td> <td style="width: 30%;">2号 死亡・肝がん・肝硬変（重度）</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">900万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号 肝硬変（軽度）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2,500万円</td> <td rowspan="2">肝硬変（軽度）</td> <td>4号 現に治療をうけている方等</td> <td style="text-align: center;">600万円</td> </tr> <tr> <td>5号 その他の方</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6号 慢性B型肝炎</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1,250万円</td> <td rowspan="2">慢性B型肝炎</td> <td>7号 現に治療を受けている方等</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> </tr> <tr> <td>8号 その他の方</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> <tr> <td>9号 無症候性持続感染者</td> <td style="text-align: center;">600万円</td> <td>10号 特定無症候性持続感染者</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 訴訟手当金 3 追加給付金 4 定期検査費 5 母子感染防止医療費 6 世帯内感染防止医療費 7 定期検査手当</p>				除斥期間を経過する前に訴えの提起等をした方		除斥期間を経過した後に訴えの提起等をした方		1号 死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3,600万円	2号 死亡・肝がん・肝硬変（重度）	900万円	3号 肝硬変（軽度）	2,500万円	肝硬変（軽度）	4号 現に治療をうけている方等	600万円	5号 その他の方	300万円	6号 慢性B型肝炎	1,250万円	慢性B型肝炎	7号 現に治療を受けている方等	300万円	8号 その他の方	150万円	9号 無症候性持続感染者	600万円	10号 特定無症候性持続感染者	50万円
除斥期間を経過する前に訴えの提起等をした方		除斥期間を経過した後に訴えの提起等をした方																												
1号 死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3,600万円	2号 死亡・肝がん・肝硬変（重度）	900万円																											
3号 肝硬変（軽度）	2,500万円	肝硬変（軽度）	4号 現に治療をうけている方等	600万円																										
			5号 その他の方	300万円																										
6号 慢性B型肝炎	1,250万円	慢性B型肝炎	7号 現に治療を受けている方等	300万円																										
			8号 その他の方	150万円																										
9号 無症候性持続感染者	600万円	10号 特定無症候性持続感染者	50万円																											
(五) R2年度予算の背景	近年、請求件数が増加していることに鑑み、令和2年度においても増加傾向が継続するものと見込み、必要額を計上している。																													

## 加入者数・加入率等の年度別推移

### 年度別後期高齢者加入者数等の状況

年 度	後期高齢者の数			加入者1人当たり負担額	加入者1人当たり負担額			備 考
	前年度対比	指 数	指 数		年 額	前年度対比	指 数	
	万人	%		円	%			
平成23年度	1,459	—	100.0	46,888	—	100.0		
平成24年度	1,505	103.2	103.2	49,497	105.6	105.6	診療報酬の改定	
平成25年度	1,549	102.9	106.2	52,477	106.0	111.9		
平成26年度	1,578	101.9	108.2	54,505	103.9	116.2	診療報酬の改定	
平成27年度	1,611	102.1	110.4	56,450	103.6	120.4		
平成28年度	1,656	102.8	113.5	57,400	101.7	122.4	診療報酬の改定	
平成29年度	1,693	102.2	116.0	58,234	101.5	124.2		
平成30年度	1,753	103.5	120.2	59,476	102.1	126.8	診療報酬の改定	
令和元年度（見込）	1,796	102.5	123.1	61,742	103.8	131.7		
令和2年度（見込）	1,813	100.9	124.3	63,078	102.2	134.5	診療報酬の改定	

注1 後期高齢者の数及び加入者1人当たり負担額は、国の当初予算の数値である。

2 加入者1人当たりの負担額とは、0歳から74歳までの加入者1人当たりの負担額である。

3 指数については、平成23年度（見込含む）を100とし直近10年の数値である。

### 年度別前期高齢者加入率等の状況

年 度	前期高齢者の数			全保険者平均 前期高齢者 加入率	1人当たり前期高齢者給付費 (患者負担を除く)			備 考
	前年度対比	指 数	指 数		年 額	前年度対比	指 数	
	万人	%		%	円	%		
平成23年度	1,386	—	100.0	12.387861	393,762	—	100.0	
平成24年度	1,437	103.7	103.7	12.887969	412,230	104.7	104.7	診療報酬の改定
平成25年度	1,512	105.2	109.1	13.635720	406,227	98.5	103.2	
平成26年度	1,583	104.7	114.2	14.336305	409,669	100.8	104.0	診療報酬の改定
平成27年度	1,629	102.9	117.5	14.833081	414,383	101.2	105.2	
平成28年度	1,635	100.4	118.0	14.997812	414,699	100.1	105.3	診療報酬の改定
平成29年度	1,689	103.3	121.9	15.300708	429,731	103.6	109.1	
平成30年度	1,696	100.4	122.4	15.358775	419,643	97.7	106.6	診療報酬の改定
令和元年度（見込）	1,679	99.0	121.1	15.356571	411,108	98.0	104.4	
令和2年度（見込）	1,681	100.1	121.3	15.495396	413,714	100.6	105.1	診療報酬の改定

注1 前期高齢者の数は、前々年度実績に当該年度伸び率を乗じて得た数である。

2 全保険者平均前期高齢者加入率は、総加入者見込数に占める前期高齢者見込数の割合を示す。

3 加入者1人当たり前期高齢者給付費（患者負担額を除く）は、国の当初予算の数値である。

4 指数については、平成23年度（見込含む）を100とし直近10年の数値である。

年度別退職被保険者加入率等の状況

年 度	退職被保険者等の数			加入率	1人当たり医療給付費 (患者負担を除く)			備 考
	前年度対比	指 数			年 額	前年度対比	指 数	
	万人	%		%	円	%		
平成23年度	224	—	100.0	6.30	311,032	—	100.0	
平成24年度	213	95.1	95.1	6.08	324,748	104.4	104.4	診療報酬の改定
平成25年度	192	90.1	85.7	5.56	333,870	102.8	107.3	
平成26年度	160	83.3	71.4	4.75	337,100	101.0	108.4	診療報酬の改定
平成27年度	119	74.4	53.1	3.67	363,460	107.8	116.9	
平成28年度	74	62.2	33.0	2.38	384,290	105.7	123.6	診療報酬の改定
平成29年度	38	51.4	17.0	1.28	422,883	110.0	136.0	
平成30年度	23	60.5	10.3	0.82	371,471	87.8	119.4	診療報酬の改定
令和元年度（見込）	5	21.7	2.2	0.17	651,363	175.3	209.4	
令和2年度（見込）	0	0.4	0.0	0.00	402,685	61.8	129.5	診療報酬の改定

注1 退職被保険者等の数は、月平均の人数である。（市町村からの「退職者医療療養給付費等事業実績通知書」による）

2 加入率は、国民健康保険全被保険者数に占める退職被保険者等の数の割合を示す。

3 指数については、平成23年度（見込含む）を100とし直近10年の数値である。

○特定健保組合の状況

- ・組合数 61組合（平成31年3月31日現在）
- ・特例退職被保険者等の数 4千人（平成30年度月平均）

年度別介護保険第2号被保険者負担率等の状況

年 度	第2号被保険者数			第2号被保険者負担率	第2号被保険者1人当たり負担額			備 考
	前年度対比	指 数			年 額	前年度対比	指 数	
	万人	%		%	円	%		
平成23年度	4,263	—	100.0	30.00	53,555	—	100.0	
平成24年度	4,299	100.8	100.8	29.00	55,466	103.6	103.6	介護報酬の改定
平成25年度	4,247	98.8	99.6	29.00	58,452	105.4	109.1	
平成26年度	4,220	99.4	99.0	29.00	61,497	105.2	114.8	
平成27年度	4,204	99.6	98.6	28.00	60,966	99.1	113.8	介護報酬の改定
平成28年度	4,201	99.9	98.5	28.00	—	—	—	合計（注4）
	3,054	—	—		62,990	—	—	被用者保険等被保険者
	1,147	—	—		62,277	—	—	被用者保険等被保険者以外
平成29年度	4,200	100.0	98.5	28.00	—	—	—	合計（注5）
	4,200	—	—		65,489	—	—	被用者保険等被保険者
	1,050	—	—		64,768	—	—	被用者保険等被保険者以外
平成30年度	4,170	99.3	97.8	27.00	—	—	—	合計
	4,170	—	—		68,676	—	—	被用者保険等被保険者
	1,121	—	—		67,909	—	—	被用者保険等被保険者以外
令和元年度（見込）	4,251	101.9	99.7	27.00	—	—	—	合計
	4,251	—	—		72,652	—	—	被用者保険等被保険者
	1,006	—	—		71,874	—	—	被用者保険等被保険者以外
令和2年度（見込）	4,245	99.9	99.6	27.00	—	—	—	合計
	4,245	—	—		—	—	—	被用者保険等被保険者（注6）
	957	—	—		75,720	—	—	被用者保険等被保険者以外

注1 第2号被保険者数は、月平均の人数である。（医療保険者からの「第2号被保険者数等報告書」による）

2 第2号被保険者負担率は、政令で定められた割合であり、第2号被保険者1人当たり負担額は、国の告示額である。

3 指数については、平成23年度（見込含む）を100とし直近10年の数値である。

4 平成28年度は、10月1日から施行された短時間労働者の適用拡大等法改正による所要の区分である。

5 平成29年度以降は、8月1日から施行された総報酬割導入による所要の区分である。

6 令和2年度以降の被用者保険等被保険者については、全面総報酬割となったため1人当たり負担額を使用していない。